

2019年3月29日
住友生命保険相互会社

金融機関窓口での外貨建保険販売にかかる商品パンフレット改訂等について

住友生命保険相互会社（社長：橋本 雅博）は、金融機関窓口での外貨建保険販売について、その商品特性や留意事項等をお客さまによりわかりやすくご理解いただくという観点から、商品パンフレットの改訂等、各種の取組みを実施してまいります。

1. 対応趣旨・背景

金融機関窓口での外貨建保険販売の増加に伴い、お客さまからお申し出いただく苦情の件数も増加傾向にあります。

お申し出いただく苦情の中には、「為替リスクについて十分な説明を受けなかった」や、「解約返戻金額が元本割れするとは認識していなかった」など、外貨建保険にご加入いただく際の工夫によって、未然に防止することができる事案も含まれております。

とりわけ、金融機関窓口でご加入いただくお客さまの中には、ご高齢の方も多くいらっしゃることから、外貨建保険の商品特性や留意事項等を一層わかりやすくご理解いただくため、下記の取組みを進めてまいります。

2. 対応内容

a. 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」改訂

生命保険協会「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」改正（2018.6）を踏まえ、次の対応を実施。

- ・為替リスク、市場リスクによる元本割れリスクがある旨、注意喚起する記載を追加
- ・「予定利率」「積立利率」の定義を記載する等、お客さまの誤認を防止する観点から記載の見直しを実施

【2019年5月～】

具体的なイメージは別紙1

b. 外貨建一時払終身保険「募集補助資料」の提供

「販売時の分かりやすい情報提供」および「他の金融商品との比較」等を目的として、次の内容を含む「募集補助資料」を作成・提供。

- ・外貨建一時払終身保険を「貯蓄機能」と「保障機能」に分けて商品の特徴を記載
- ・リスク（為替リスク・市場リスク）、リターン（実質的な利回り）に係る情報提供

【2019年4月～】

具体的なイメージは別紙2

c. 外貨建一時払終身保険「ご提案内容説明書（設計書）」およびホームページへの「実質的な利回り」の表示

将来の一時点における解約返戻金の利回りについて、商品販売時にお客さまにわかりやすい情報提供を行うことを目的として、「実質的な利回り」の表示（※）を実施

※「ふるはーと J ロードグローバル」（5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い））では、一時払保険料に対する15年経過時点の解約返戻金（指定通貨建）の利回りを年複利で表示

【ホームページ対応：2019年4月～ ご提案内容説明書対応：5月～】

具体的なイメージは別紙3

以上

<参考> 外貨建保険に関する情報提供（当社の主な取組み）

1. 商品紹介動画の提供

現在販売中の外貨建一時払終身保険について、商品内容や外貨建保険特有の為替リスク、市場リスクを説明する動画を作成（本動画は当社ホームページ上で提供するとともに、QRコード化したうえで商品パンフレットにも掲載）

【2018年8月～】

2. スミセイダイレクトサービスを通じた情報提供

インターネット（スミセイダイレクトサービス）を通じて、現在のご契約内容や照会日時点の為替レートで円換算した解約返戻金額をタイムリーに提供

【2017年4月～】

3. 「ご契約内容のお知らせ」による情報提供

お客さまに財産状況を定期的に提供することを目的として、ご契約内容や解約返戻金額などを掲載した「ご契約内容のお知らせ」を郵送にて提供

【2017年10月～】

ふるは〜と ロード global

グローバル

職業のみの告知で
40歳～90歳
の方がお申し込みいただける
**指定通貨建
一時払終身保険**
です。

「大切なご家族」

「将来のご自身」へ届ける想い



商品紹介動画で簡単に
短時間で商品のポイントを
ご理解いただけます!

コチラへ



契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

お申込みにあたって、生命保険募集人から、右記の点について口頭でご説明いたします。

- ① 契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレットは、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ② 保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③ 現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。



この商品は住友生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、**
また、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

 **住友生命**

2019年4月版

募集補助資料

別紙2

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)



ご契約前に必ずお読みください。

この資料は「商品概要書」の補助資料であり、保険商品の内容の全てが記載されているものではありません。ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり-定款・約款」「ご提案内容説明書(設計書)」を必ずご確認ください。



この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435(大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話(03)5550-1100(大代表)
〈ホームページ〉<http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 

641D6Z0D19-V1-0000000 代業-18-0326

1. 保険の目的・特徴

保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめの商品です。

- 一生涯の死亡保障を、ご遺族への保障や相続への備えとすること
- 指定通貨建(外貨建)とすることで、死亡保障を大きくふやすこと
- 重度介護前払特約を付加していただいた場合、所定の要介護状態になった際には、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、「重度介護前払保険金」を受け取れること
- 資金が必要になった際には、将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金を受け取れること

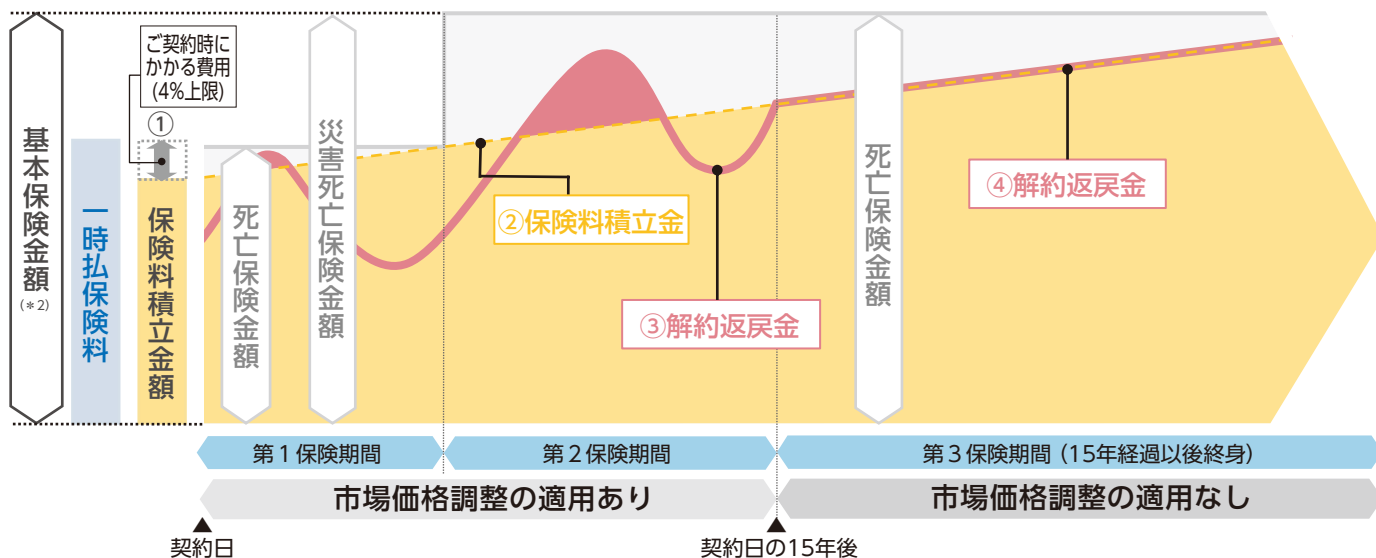
保険の特徴

この保険は、ご契約当初5年間(または10年間)の死亡保険金額を抑えることで、5年(または10年)経過以後の死亡保険金額を指定通貨建(外貨建)で大きくしています。

a. 貯蓄機能

- ① ご契約時の保険料積立金額は、一時払保険料からご契約時にかかる費用(一時払保険料に4%を乗じた金額が上限)^{(*)1}を差し引いた金額です。
- ② ご契約後の保険料積立金額は、予定利率を適用し計算します。ただし、死亡保障やご契約の維持に必要な費用を差し引くため、単に予定利率に応じて複利で増加するものではありません。
※予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。
- ③ 契約当初15年間の解約返戻金は、市場価格調整を適用し計算します。そのため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。
- ④ 15年経過以後の解約返戻金は保険料積立金と同額になり、以下のしくみ図のように指定通貨建で基本保険金額を上限に、着実に増加します。

【しくみ図(イメージ)】 ※記載の保険金等は全て指定通貨建(外貨建)です。



(*)1)ご契約に適用される費用については、「ご提案内容説明書(設計書)」にてご確認ください。

(*)2)基本保険金額とは、保険金を支払う際に基準となる保険金額を言い、被保険者の性別・年齢および予定利率等により定まります。

(参考情報) 解約時の受取額の変動について

- i ご契約から解約日までの期間が短い場合、ご契約時にかかる費用が控除されてから間もないため、指定通貨建の一時払保険料を下回る可能性が高くなります。
- ii 市場金利が高くなった場合、市場価格調整により指定通貨建の一時払保険料を下回る可能性があります。
- iii 解約返戻金を円貨で受け取る場合、受取時の為替レートで円換算するため、円貨での払込金額等を下回る可能性があります。

※ii、iiiについては3ページをご覧ください。

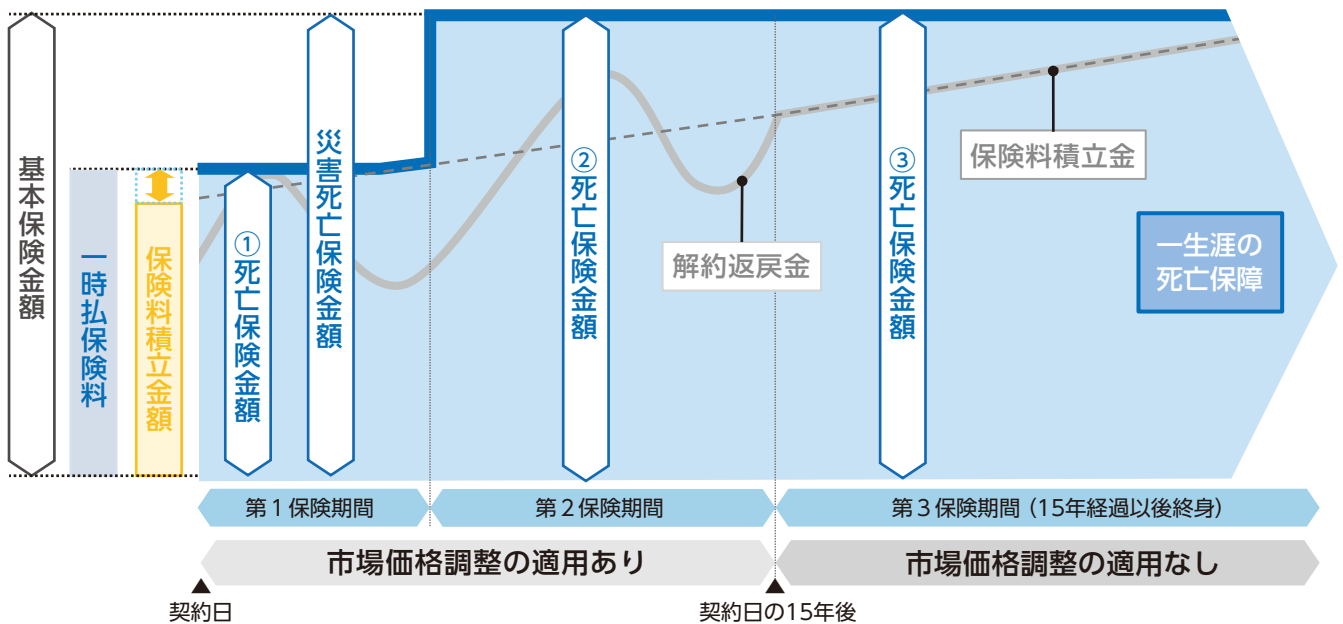
! ご提案時の保険料積立金、解約返戻金の金額例は「ご提案内容説明書(設計書)」にてご確認ください。

保険の特徴(つづき)

b. 保障機能

- ①第1保険期間中(契約年齢40歳～49歳:10年間、50歳以上:5年間)の死亡保険金額は、一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のうち最も大きい金額になります。災害死亡保険金額は、基本保険金額、解約返戻金相当額のうちいずれか大きい金額となります。
- ②第2保険期間中(契約年齢40歳～49歳:5年間、50歳以上:10年間)の死亡保険金額は、基本保険金額、解約返戻金相当額のうちいずれか大きい金額となります。
- ③第3保険期間の死亡保険金額は、基本保険金額と同額となります。

【しくみ図(イメージ)】 ※記載の保険金等は全て指定通貨建(外貨建)です。



(参考情報) 死亡時の受取額の変動について

死亡保険金を円貨で受け取る場合、受取時の為替レートで円換算するため、円貨での払込金額等を下回る可能性があります。
※為替変動リスクについては3ページをご覧ください。

さらに・・・

「**初期死亡時円換算支払額最低保証特約**」を付加していただくことにより、
第1保険期間中の死亡保険金の支払額として**基準金額(*3)を最低保証**します。

(*3)基準金額は払込通貨に応じて次の金額をいいます。払込通貨が円貨の場合:円貨払込額。払込通貨が円貨以外の場合:一時払保険料に住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を乗じて円換算した金額。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。

「**重度介護前払特約**」を付加していただくことにより、第2保険期間または第3保険期間に、被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当した場合、ご請求により、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて「**重度介護前払保険金**」を被保険者にお支払いします。

死亡保険金の相続税非課税枠をご活用いただけます。

※保険金受取人が相続人である場合に非課税枠が使用できます(相続人以外が受け取る場合は使用できません)。

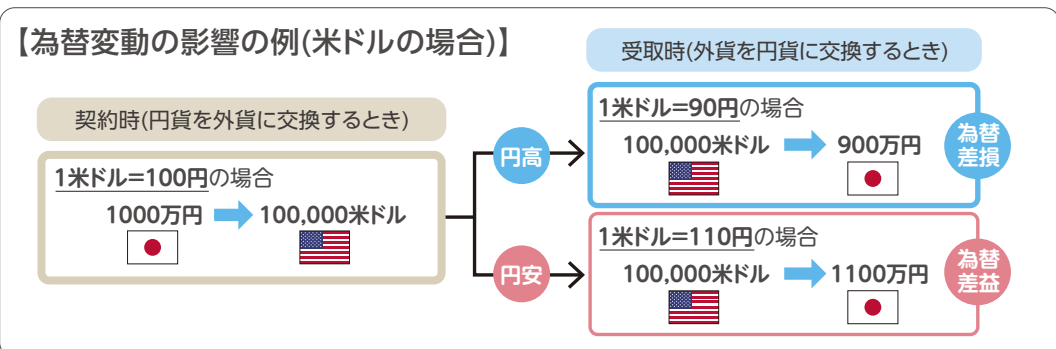
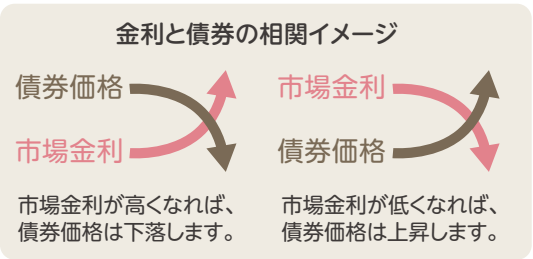


ご提案時の死亡保険金等の金額例は「ご提案内容説明書(設計書)」にてご確認ください。

2. リスク

- この保険は、市場金利や為替レートの変動によりお受取額が変動するため、損失が生じるおそれがある特定保険契約になります。
- **預貯金とは異なり、また、元本割れすることがあります。下記のリスクに伴う損益は全て保険契約者等に帰属しますので、リスクを十分にご認識ください。**

この保険における主なリスク

| リスク | 内容 |
|---------------------------|---|
| <p>① 為替変動 リスク</p> | <p>死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合は為替レートの変動の影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、保険金等を円貨に換算した金額が少なくなることがあります。 ● 死亡保険金等を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあります。 <p>【為替変動の影響の例(米ドルの場合)】</p>  |
| <p>② 金利変動 リスク</p> | <p>ご契約当初15年間の解約返戻金は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。 ● 債券は金利が上昇すると価格が下落します。解約返戻金の計算には、この債券の価格変動を反映させるため、市場価格調整を導入しています。 <p>【市場価格調整のイメージ】</p>  <p>各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると債券の価格は下落するため解約返戻金額は減少し、市場金利が低くなると債券の価格は上昇するため解約返戻金額は増加します。そのため、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。</p> |

● 市場金利の変動に伴う解約返戻金の金額例は「ご提案内容説明書(設計書)」にてご確認ください。

● ①・②のリスクは複合的に発生する場合があります。そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

(例)円安が進行し保険料積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、金利が上昇したため市場価格調整により解約返戻金が減少し、損失が生じた。

※死亡保険金等を円貨で受け取る場合や一時払保険料を円貨で払い込む場合等の取り扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートについては本冊子裏表紙「通貨を換算する場合にかかる費用」をご覧ください。

※住友生命所定の為替レート(TTM+50銭やTTM-50銭)には**為替手数料(50銭)**が反映されており、当該手数料はお客様負担となります。よって、ご契約時の為替レート(TTM)と受取時の為替レート(TTM)が同じであっても**為替手数料分(50銭)**の損失が発生することとなります。なお、TTMとはTTSとTTBの仲値です。

(参考情報)



下記の全てのグラフは過去の実績であり、将来も同様の推移が続くものと保証するものではありません。

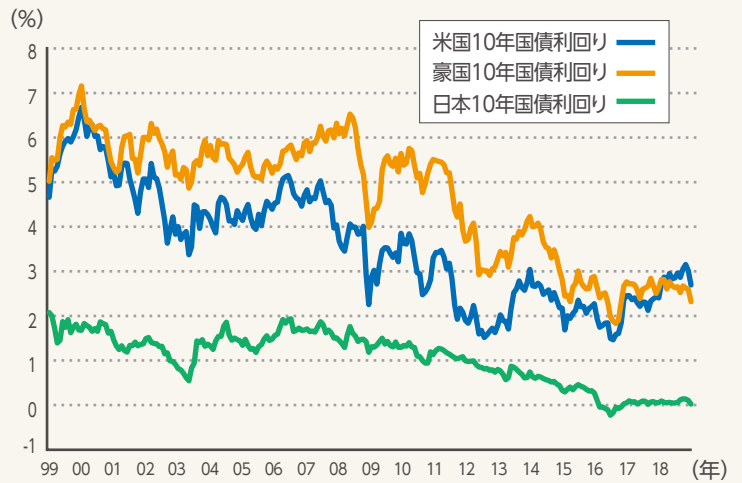
① 指定通貨の為替レートの推移

(1999年1月末～2018年12月末)

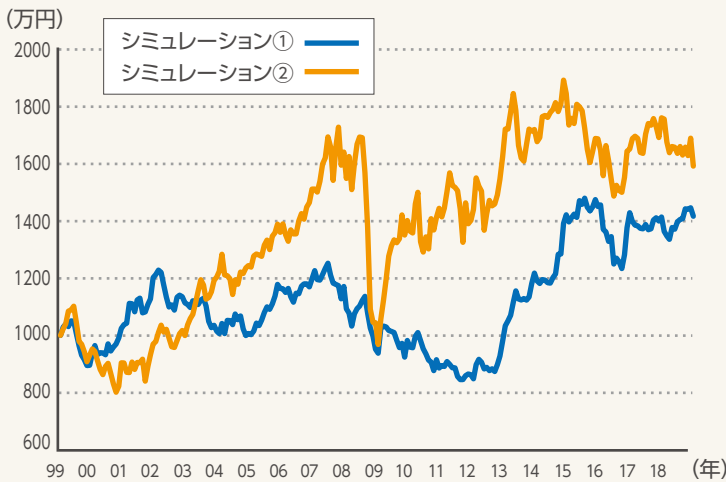


② 10年国債利回りの推移

(1999年1月末～2018年12月末)



③ 指定通貨建の金融商品に投資した場合のシミュレーション (1999年1月末～2018年12月末)



シミュレーション①

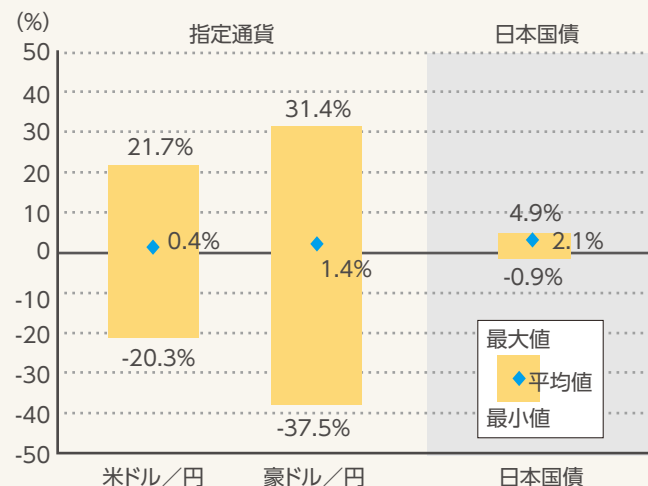
利回りが2%(年複利)の米ドル建の金融商品に1999年1月に1000万円投資した場合の円建価格の推移

シミュレーション②

利回りが2%(年複利)の豪ドル建の金融商品に1999年1月に1000万円投資した場合の円建価格の推移

④ 指定通貨の為替レート及び日本国債の騰落率

(1999年1月末～2018年12月末)



| 指定通貨の為替レート・各国債の利回り・債券インデックスの騰落率について | |
|-------------------------------------|--|
| 米ドル/円 豪ドル/円 | 住友生命が指標として指定している金融機関の公示値をもとに作成 |
| 各国債利回り | 米国10年国債: 米国財務省公表値をもとに作成 豪国10年国債: オーストラリア準備銀行公表値をもとに作成 日本10年国債: 財務省公表値をもとに作成 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債)をもとに作成 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としております。その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。 |

その他の留意点

●クーリング・オフ制度

この保険にはクーリング・オフ制度の適用があります。

ご契約の申込日または「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

●生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額などが削減されることがあります。

住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合も死亡保険金額などが削減されることがあります。




クーリング・オフ制度など、ご契約のお申込みに際し特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」として、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」に記載しております。

3. 実質的な利回り

■実質的な利回りとは、一時払保険料に対する15年後の契約応当日における解約返戻金額の年換算利回り(複利)をいいます。

一時払保険料に対する解約返戻金の実質的な利回り

前提 予定利率^(*1)3.00%の場合(初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合)

| 指定通貨 | ご契約例 | 実質的な利回り |
|--|--------|---------|
| 米ドル・豪ドル共通  | 60歳・男性 | 1.62% |
| | 60歳・女性 | 1.76% |

※小数点第3位を切り捨てて記載しております。

■ご契約に適用される予定利率^(*1)および実質的な利回りについては、ご提案内容説明書(設計書)にてご確認ください。また、最新の予定利率^(*1)および実質的な利回りについては、住友生命のホームページ(<http://www.sumitomolife.co.jp/>)にも掲載しております。

(*1)予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。



●実質的な利回りは指定通貨建(外貨建)での利回りであり、円建での利回りではありません。なお、ご契約の全期間(15年経過時点を含む)において、解約返戻金を円貨で受け取る場合は、為替レートの変動により元本割れすることがあります。

●実質的な利回りは15年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。なお、一時払保険料からご契約時にかかる費用が控除されているため、ご契約から解約までの期間が短い場合、解約返戻金が一時的に下回る可能性が高くなります。

4. 手続・諸費用等

ご契約の引受条件等

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|----------------------|------------------|-------------------------|----------------------------|---|------------------|---------|
| 通貨 | 米ドル・豪ドル | | | 取扱単位 ^(※4) | 米ドル:100米ドル単位 豪ドル:100豪ドル単位 円貨:1万円単位 | | |
| 契約年齢と 第1保険期間・ 第2保険期間・ 第3保険期間 | 契約年齢 ^(※2) | 40歳～49歳 | 50歳～90歳 ^(※3) | 最低 ^(※4) | 米ドル:10,000米ドル 豪ドル:10,000豪ドル 円貨:100万円 | | |
| | 第1保険期間 | 10年 | 5年 | 最高 ^{(※5)(※6)} | 契約年齢 ^(※2) | 40歳～49歳 | 50歳～90歳 |
| | 第2保険期間 | 5年 | 10年 | | 最高一時払保険料 | 7000万円 | 3億円 |
| | 第3保険期間 | 第2保険期間満了日の翌日以後終身 | | 最高保険金額 ^{(※6)(※7)} | 5億円 | | |
| 保険期間 | 終身 | | | 通算引受保険金額 ^(※8) | 住友生命の商品について、同一被保険者がお申し込みいただける保険金額の上限は下表のとおりです。 | | |
| 告知 | 職業のみの告知 | | | | 2年以内にご加入いただいた全体的ご契約の保険金額を通算して | 全体的ご契約の保険金額を通算して | |
| 保険料払込方法 | 一時払いのみ | | | 主な付加できる特約等 | 被保険者おひとりにつき 5億円以内 | | |
| | | | | | 被保険者おひとりにつき 7億円以内 | | |
| | | | | | 初期死亡時円換算支払額最低保証特約、重度介護前払特約、保険料円貨払込特約、保険料指定外通貨払込特約、円建終身保険変更制度、目標到達時円建終身保険変更特約、円貨支払制度 | | |

(※2)契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。

(※3)初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加する場合、80歳までのお取扱いとなります。金利情勢や被保険者の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。

(※4)払込通貨で判定します。

(※5)最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて一時払保険料を円換算した金額(払込通貨が円貨の場合は円貨払込額)にて判定します。

(※6)同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、上記金額までご加入いただけない場合があります。

(※7)最高保険金額の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて基本保険金額を円換算した金額にて判定します。また、最高一時払保険料の基準を満たした場合であっても、最高保険金額を超過する場合には、ご加入いただけません。

(※8)通算引受保険金額の判定に用いる保険金額は商品ごとに異なります。本商品については、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて基本保険金額を円換算した金額にて判定します。

税務の取扱い

■ 本商品の税制上のお取扱いについては外貨を円換算したうえで、円建の生命保険と同様に取扱います。

| | | |
|-----------|---|---------------|
| 保険料 | お払い込みいただいた年に限り一般生命保険料控除の対象 | |
| (災害)死亡保険金 | 契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、税務上の取扱いは以下のとおり。 | |
| | 契約者と被保険者が同一人の場合 | 相続税 |
| | 契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合 | 所得税(一時所得)・住民税 |
| | 契約者・被保険者・死亡保険金受取人がそれぞれ別人の場合 | 贈与税 |
| 解約返戻金 | 解約返戻金から一時払保険料を差し引いた金額に対して、所得税(一時所得)・住民税が課税されます。 | |

※記載の内容は2019年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等専門家にご相談・ご確認ください。

お客さまにご負担いただく諸費用等

①ご契約時(全てのお客さまにご負担いただく費用) (*1)

| | | |
|------------|----|--|
| ご契約時にかかる費用 | あり | 一時払保険料に4%を乗じた金額を上限として、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から差し引きます。 |
|------------|----|--|

(*1)この費用は、予定利率、被保険者の年齢によって異なりますので表示しておりません。

②保険期間中(全てのお客さまにご負担いただく費用) (*2)

| | | |
|------------|----|--|
| ご契約後にかかる費用 | あり | 死亡保障やご契約の維持に必要な費用は、保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。 |
|------------|----|--|

(*2)これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢、性別、経過期間、指定通貨等によって異なりますので表示しておりません。

③その他(特定のお客さまにご負担いただく費用)

| 解約した場合等にかかる費用(解約控除) | なし | — | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|---|-----|--------------|----------------------|----------|---------------|------------------|----------|-----------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| その他の費用 | あり | <ul style="list-style-type: none"> ■ 初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合 (*3) 第1保険期間中については、②のご契約後にかかる費用に加えて、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。 ■ 重度介護前払保険金を請求した場合 (*3) 所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(ご請求額)から差し引きます。 (*3)これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢、性別、経過期間、指定通貨等によって異なりますので表示しておりません。 ■ 通貨を換算する場合にかかる費用 以下の取扱いにおいて適用される住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。なお、TTMとは、TTSとTTBの仲値です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取扱い</th> <th style="text-align: center;">住友生命所定の為替レート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">TTM -50銭</td> </tr> <tr> <td>円建終身保険へ変更する場合</td> </tr> <tr> <td>一時払保険料を円貨で払い込む場合</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">TTM +50銭</td> </tr> <tr> <td>配当金を指定通貨で受け取る場合</td> </tr> <tr> <td>一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合</td> <td style="text-align: center;">指定通貨のTTM +25銭 ÷ 払込通貨のTTM -25銭</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■ この他に外貨のお取扱いにかかる費用が別途必要になる場合があります。 | 取扱い | 住友生命所定の為替レート | 保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 | TTM -50銭 | 円建終身保険へ変更する場合 | 一時払保険料を円貨で払い込む場合 | TTM +50銭 | 配当金を指定通貨で受け取る場合 | 一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合 | 指定通貨のTTM +25銭 ÷ 払込通貨のTTM -25銭 |
| 取扱い | 住友生命所定の為替レート | | | | | | | | | | | |
| 保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 | TTM -50銭 | | | | | | | | | | | |
| 円建終身保険へ変更する場合 | | | | | | | | | | | | |
| 一時払保険料を円貨で払い込む場合 | TTM +50銭 | | | | | | | | | | | |
| 配当金を指定通貨で受け取る場合 | | | | | | | | | | | | |
| 一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合 | 指定通貨のTTM +25銭 ÷ 払込通貨のTTM -25銭 | | | | | | | | | | | |

(参考情報) 市場価格調整率の計算について

以下の算式で計算します。詳細は契約概要25~26ページをご覧ください。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{契約日における市場価格調整用利率}}{1 + \frac{\text{解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率}}{+0.5\%}} \right)^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$



解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率が契約日の市場価格調整用利率と同じ場合でも、解約返戻金額は市場価格調整により保険料積立金額を下回ります。

住生 太郎 様



5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)

ご提案内容説明書(設計書)

2019年5月1日～ 2019年5月15日契約に適用される予定利率／実質的な利回り

●予定利率 : 3.60% ●実質的な利回り : 2.34% (15年経過時点)


- ・予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。
- ・保険料積立金は、将来の保険金などをお支払いするために積み立てておくお金のことで、ご契約時にかかる費用・ご契約後にかかる費用を差し引いて計算されます(予定利率に応じて複利で増加するものではありません)。
- ・本商品の実質的な利回りとは、一時払保険料に対する15年後の契約応当日における解約返戻金額の年換算利回り(複利)をいいます。
- ・実質的な利回りは指定通貨建(外貨建)での利回りであり、円建での利回りではありません。なお、ご契約の全期間(15年後の契約応当日を含む)において、解約返戻金を円貨で受け取る場合は、為替レートの変動により元本割れすることがあります。
- ・実質的な利回りは15年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。なお、一時払保険料からご契約時にかかる費用を差し引くため、ご契約から解約までの期間が短い場合は、解約返戻金が一時払保険料を下回る可能性が高くなります。

本資料は、お支払理由や制限事項のすべてを記載したものではありません。

ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり-一定款・約款」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

【ご注意ください】

- ・告知内容等によってはお引き受けできない場合もあります。
- ・同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、2/10ページ以降に記載のご提案内容のとおりご加入いただけないことがあります。
- ・ご契約時に適用する予定利率は金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。そのため、お申込み月の15日または月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率は、お申込み時の予定利率と変わることがあります(契約締結後は、ご契約時に適用された予定利率から変わりません)。この場合、基本保険金額、解約返戻金額等も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。
- ・「契約日」は一時払保険料のお払込みおよび告知がともに完了した日をいいます。
- ・このご提案内容説明書は、設計書作成時点における予定利率・住友生命所定の為替レートの入力値等に基づき試算したものです。実際の契約内容につきましては、ご契約後にお送りする保険証券等にてお確かめください。

 この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

募集代理店

引受保険会社

住友生命保険相互会社

本 社 〒540-8512 大阪府中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435(大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話(03)5550-1100(大代表)
<ホームページ><http://www.sumitomolife.co.jp>

このご提案内容説明書は10ページで構成されています。必ず10ページあわせてご覧ください。

(登) 代サ-18-0081